

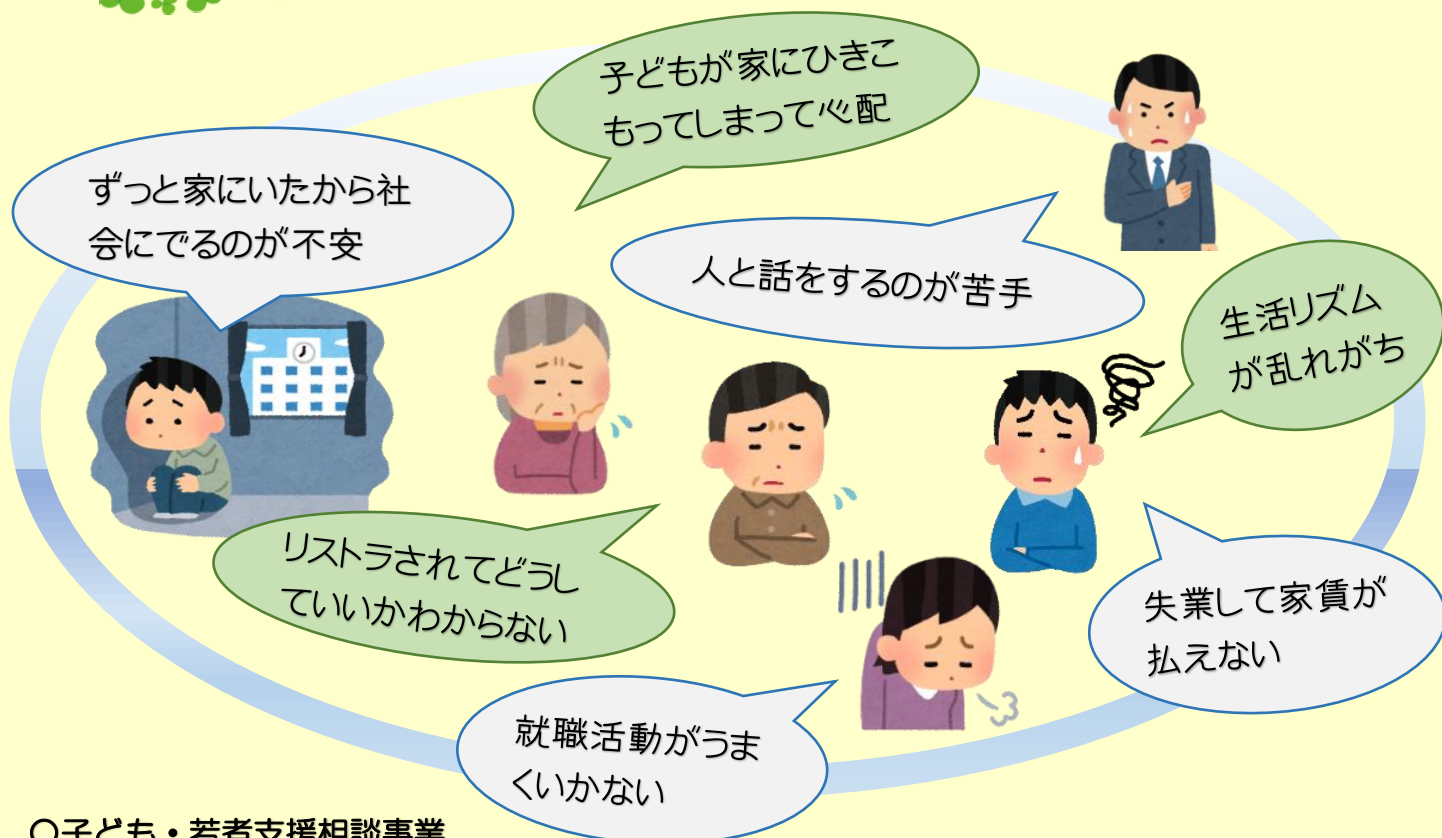
2019年
4月開設

香芝市くらし・しごと相談窓口



(子ども・若者支援相談事業 生活困窮者自立相談支援事業)

ひとりで悩まず ご相談ください



○子ども・若者支援相談事業

ニート、ひきこもりなど様々な悩みをお持ちの子ども・若者とそのご家族の方などからご相談いただけます。相談内容に応じて必要な支援機関などと連携し課題解決のご支援をおこないます。

○生活困窮者自立相談支援事業

就職、住まい、家計など様々な暮らしに問題についてご本人やご家族の方などから相談いただけます。必要に応じて住居確保給付金（家賃補助）、就労準備支援事業（就労に向けた訓練）、就労支援、生活福祉資金（一時的な貸付）などを活用し自立を応援します。

【問い合わせ先】

社会福祉法人香芝市社会福祉協議会

(〒639-0251 香芝市逢坂1-374-1)

TEL：0745-76-7107

FAX：0745-76-7104

支援の流れ

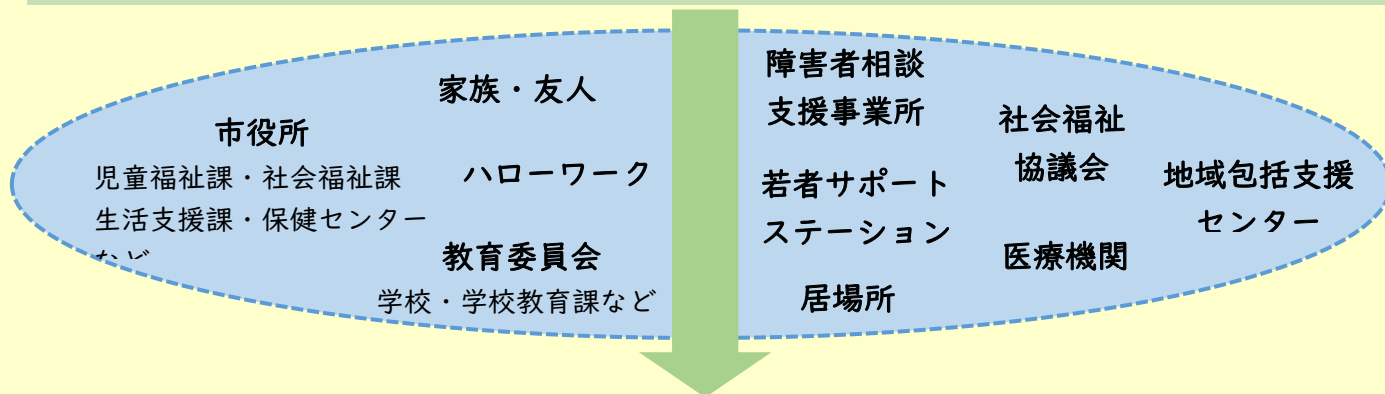
困りごとを抱えている方

電話 0745-76-7107

来所 香芝市社会福祉協議会
(香芝市総合福祉センター内)

香芝市くらし・しごと相談窓口

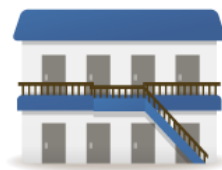
- ①課題の解決に向けて方法を一緒に考えます。
- ②悩みや不安についてお聞かせ下さい。課題について整理します。
- ③各種関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。



悩みや不安の解決へ！！

住居確保給付金

「住居確保給付金」は、離職後2年以内の65歳未満の方で、住まい（賃借）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就職の支援とともに、3か月間の家賃助成（一定の要件により3か月延長が可能）を支給するものです。



生活福祉資金

「生活福祉資金貸付制度」は失業し生活にお困りの方など対して、その世帯の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行うものです。

貸付けには具体的な使用目的が必要で、資金種類ごとに条件や基準等を満たすことが必要となります。

就労準備支援事業

就労準備支援事業は働きたいという思いに寄り添い、段階的な訓練や体験プログラムご提供しています。

*提供プログラム例

心理カウンセリング、ラフターヨガ、ストレッチ体操、音楽療法、ボランティア学、職場見学、職場体験、ビジネススキル講座など